

# 平成28年度山形県公共調達評議委員会議事録

- 1 開催日時：平成29年2月14日（火）14:30～16:00
- 2 会場：村山総合支庁本庁舎 講堂
- 3 出席者：委員 五十嵐委員、楠委員、澁谷委員、遠藤委員、新井野委員  
今井委員、高橋委員  
県・事務局 上坂県土整備部長、青柳会計管理者など19名
- 4 議事：
  - (1) 平成28年度における主な入札契約制度改善の取組み結果について
  - (2) 平成29年度における主な入札契約制度改善の取組みについて
  - (3) 「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の実施状況及び今後の取組みについて
  - (4) 「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組みについて
  - (5) その他

## 5 審議経過

### (1) 平成28年度における主な入札契約制度改善の取組み結果について

委員：平成27年8月4日開催の公共調達評議委員会において、「県内業者優先指名競争入札の試行」についての平成26年度における報告があったが、その後の経過や検証結果を教えてください。

県：平成27年度は6件を実施し、その落札状況は、県内業者落札が2件、県外業者落札が4件となっております。平成28年度は12月末現在、3件が実施済みであり、1件が実施中の計4件です。うち、県内業者落札が2件、県外業者落札が1件となっております。

県内業者優先指名競争入札は、指名業者の選定にあたり、一定の要件を満たす県内・県外業者が混在する場合、優先的に県内業者を指名した後、技術力や実績を考慮して県外業者を選定するという方式です。平成27年度に比べ実施件数がやや減少しておりますが、対象となる要件を満たす業務の発注が減少したことによるものです。

委員：これまでの検証結果に基づき、県内業者優先指名の妥当性について、どの様に考えているか。

県：対象とした入札の約半数が県内業者の落札となっており、一定の効果があると考えています。ただし、最近の入札傾向として調査基準価格付近での入札が増えている印象であり、技術力の優劣よりも積算能力に左右されてしまうような面も見られます。その対策として、総合評価落札方式の更なる推進を図っているところであり、今後も有効な入札方法を検討していきたいと考えております。

---

委員 : 設計労務単価が本年 3 月 1 日から改正となり、山形県についても相当のアップが見られた。宮城県との差は、12 種平均で、昨年は 3,217 円あったが、新単価では 2,750 円と縮まった。

ただ、残念ながら東北 6 県をみると宮城県が 1 番で、山形県は 6 番目、最下位である。今後、東北 6 県と肩を並べるよう、県にお願いしたい。

国においては、同一労働同一賃金の施策を行っているが、正規、非正規だけの問題ではないと思う。同一労働同一賃金の考えの下、設計労務単価が全国統一となれば、格差是正につながるものと考えている。

低入札価格調査基準については、7 月に国を上回る基準に引き上げられ、落札率も上昇したとの説明だったが、統計をとってみると県で示している約 92%という基準より低い、平均で 90%くらいの基準に設定されているように思う。

業種間の格差もかなりある。設備、機械関係は 93%を超えているが、一般土木はこれに比べかなり低い。どのような原因があるのか、実質 92%まで上がるよう、お願いしたい。

県 : 設計労務単価につきましては、特に宮城県との格差が大きいと、技術者が宮城県へ流出してしまうこともあり、今年度も知事から国土交通省に要望を行ったところ。来年度も引き続き要望を行いたいと考えています。

低入札価格調査基準については、標準工事での算定をしていますので、工事によるばらつきは当然出るものと考えています。

本年 7 月に引き上げを行ったところであり、今後も推移を見ながら検討していきたいと考えています。

## (2) 平成 29 年度における主な入札契約制度改善の取組みについて

---

委員 : ICT 活用工事について、先に評価点を加点するのはどんな理由か。実施結果を見て評価点を加点するのならわかるが、点数のために ICT 活用を強制するよう受け取られるのではないか。

問題点にあるように、業者は初期投資について一番不安に思っている。国土交通省発注工事を県内 7 現場で試行的に行っているが、あらゆる問題が出ている。一番の問題は費用面。機械のリース単価にしても積算単価の 4～5 倍かかっている。今後、設計変更でどの程度再積算されるのか。国土交通省とも意見交換をしているが、そういった問題を解決して、その後加点とするべきではないか

県 : ICT 活用工事とは、ドローン等による三次元測量、その三次元測量データを使った設計・施工計画の作成、また、熟練工でなくとも仕事が可能となるよう、ICT による半自動化等を可能としたバックホーやローダー等の ICT 建設機械の活用、さらに検査の段階においては、トータルステーションや GPS の利用等による出来形の確認などを行っていくものです。

今回、試行導入しようとしているのは、これら ICT の活用の効果が期待できる工事を発注者が選定のうえ総合評価落札方式で発注し、ICT を活用した技術提案があった場合に 1 点を加点するものです。

建設業界においては、他の業種と比べ高齢化が進んでおり、近い将来大幅な人手不足が生じてくるものと思われま

す。一方、建設産業は他の産業に比べ、合理化が遅れている、生産性が低いといった状況が長く続いているということがあり、国策として建設工事への ICT 技術の導入による効率化を図っているところ

です。委員からご指摘ありましたコスト面の問題ですが、近い将来、高齢化社会の中で建設産業が衰退すると、社会のインフラが維持出来なくなる恐れがあり、この段階で多少高コストになったとしても ICT 導入による効率化を実現し、生産性を高めていかなければならないという考えによるものです。

県におきましても、このような国の政策に沿った対応を行いたいと考えております。

ただし、急速な導入のあまり諸問題が解決されていないのではないかとご指摘につきましては、国交省でも課題解決に向けて対応を進めているところであり、県としましても導入にあたり十分検討していきたいと考えております。

なお、今回の提案につきましては、ICT 活用を必須としているものではなく、ICT 活用を行わず、従来どおりの工法でも入札に参加することが出来る、いわゆる手上げ方式によるものです。応札者の自由度も確保されているということで、御理解をいただきたいと考えております。

委員 : 一番不安な点は、かかった費用を設計変更でみてくれるのかということ。そこを説明していただきたい。

県 : 費用については、初期導入費として 1 工事あたり 60 万円ほど、また、データの 3D 化に関する費用、ドローンの測量に関する費用等は見積りにより 100% 設計変更時の積算に反映されるものと考えています。

機械のリース料について、先ほど 4～5 倍というお話がありました。私どもの調査では約 2～3 倍と想定しているところ  
です。

なお、積算については、国が示している積算方法により、例  
えば 1 日あたりの ICT 建設機械管理料が積算されることとなり  
ます。

国土交通省の工事においても、工事費用面までの検証はまだ  
なされていないことは委員ご指摘のとおりですので、今後の国  
の動向にも注視しながら対応していきます。

委員 : よろしくお願ひします。国土交通省とも意見交換を行ったが、  
ソフト面についてわからない点がかかなり多い。相当費用が増す  
のではないかとの危惧がある。

---

委員 : 山形駅西口の文化施設が 2 回不調になった。不調については  
現在どんな状況か。また、他県の状況はどうか。都市部におい  
ては一般競争入札では入札してくれないとのことから指名競争  
入札に戻すような流れもあると聞いている。

仕事が足りなくて企業が飛びついてくるような時代から、人  
手不足でなかなか受注出来ない時代に入ってきている。現在は  
少ないのかもしれないが、これからが心配される事でもあり、  
どのような改善策を盛り込んでいくのかを考えなければならない  
のではないか。

県 : 不調と不落について、不調は入札参加者が誰もいない状態、  
不落は全ての参加者の応札価格が最低制限価格を下回ったり、  
予定価格を上回ったりして落札者がいない状態をいいます。

昨年は、不調・不落の率が 10.2% となり、26 年度の 8.3% を  
若干上回りました。今年度は 12 月末現在で 9.1% です。

ただし、不調の件数は減少し、むしろ不落の件数が増えてお  
ります。これは県土整備部において、予定価格を原則事後公表  
とした影響と考えています。

他県の状況についてですが、東日本大震災による人手不足の  
影響で不調・不落が急激にクローズアップされました。

被災 3 件においては 20% 近い不調・不落率となっておりました  
が、復興工事も一段落したことで、徐々に改善していると聞  
いております。

一般的な不調の原因ですが、不調の場合、参加者からの聞き  
取りが出来ないため、不調となった工事の分析によると、例  
えば橋梁補修や山間地等の条件不利地における工事の不調が多  
いと把握しています。

また、特殊工法等で手間がかかるようなものも敬遠しがちなのではないかと思います。

県といたしましては、発注ロットの大型化や工法の見直し等により不調を回避したいと考えております。

委員： なかなか原因もつかみにくいと思うが、地方都市の人口減時代を迎え、とりわけ山形県にとっては宮城県との労務単価の格差の影響は非常に大きいと思う。

特に若者は単価の高い宮城県で働きたいという気持ちが生まれ、労働力不足につながるのではないか。その様な中で、公共工事を地元でしっかりと受注出来る体制をつくるため、格差解消が一番大きな課題だろう。産業技術短期大学校への土木エンジニアリング科開設も控えているが、育てた人材が全て県外へ流出するといったことにならないよう、根底にある問題をつかんで条件整備をしていただきたい。

不調となる原因が何か必ずあるはず。それをしっかり次の発注に生かしていかなければならない。

県： 西口工事についてはホール建設ということもあり、特殊性が高く全国的にも不調となる例が見受けられます。

一般的な土木工事においては、なるべく施工時期が偏らないよう、繰越しや債務負担を活用しながら施工時期の平準化を図っております。

また、不調対策の一つとして、見積り活用方式による入札も試行しており、不調が予想される工事や、不調後の再公告の際等に見積りを徴収し、その単価を積算に反映するという取組みも行っております。今後も、委員のご意見のとおり、不調の原因について分析をしながら対策を検討していきます。

---

委員： 入札参加者地域要件の変更について、応札可能な業者が 20 者以上になるように金額の範囲を広げたということだが、設計金額 3,000 万円以上 8,000 万円未満から、設計金額 3,000 万円以上 5 億円未満に上限が跳ね上がっている。範囲を広げると、県内でも競争が激化してより地元に近い零細な企業が不利になるのではないのか。

県： これまでは 8,000 万円を超えると県内全域の受注者を対象とする要件だったが、今回の提案については、設計金額 3,000 万円以上 5 億円未満については、総合支庁管内の受注者だけを対象に出来るということから、競争が激化するというより、逆により身近な地元の業者さんが落札しやすいような改善となります。

ただし、総合支庁管内であっても 20 者以上が参加できることが大原則ですので、案件によっては対象を県内全域に広げることとなります。

委員長 : 要するに、5 億まで引き上げたことで、対象とする地域が狭まっているということですね。

県 : そうです。

---

委員 : 入札参加者地域要件の変更について、「道路や河川の維持管理、除排雪作業等を担う地域業者の保護・育成が期待できる。」とあるが、どういう意図か。

県 : 一律に県内全域ではなく、総合支庁管内を要件にすることで、地元で除排雪等を行っていただいている業者さんが落札しやすくなることを期待しているということです。

委員 : 上限を 5 億円としているが、県発注の 5 億円近い仕事はあるのか。

県 : 数は多くないと思います。

委員 : 範囲が狭くなり、例えば村山総合支庁管内から置賜総合支庁管内の入札には参加できないということになりますね。

県 : 応札可能な受注者が 20 者いればそうなります。ただし、工事の種類や発注者の考え方によって、県内全域に広げなければ応札できる受注者がいない場合等もあり、必ずしも 5 億円未満の工事は全て総合支庁管内を要件としてやりなさいという意図ではありません。あくまでも 20 者以上の応札可能業者がいなければ要件を広げなさいというのが原則です。

委員 : 県ではあくまでも 20 者ルールを原則とするということか。

県 : 特殊な工事もありますので、20 者ルールが原則となります。

委員 : 国では 1 社でも入札可能な工事も始まっているが。

県 : あくまで競争原理が働かなければならないとの考えであり、対象業者が 1 社のみであれば随意契約を選択することになります。

委員 : いろいろと問題もあり、建設業界としてもこの提案については異論が出てくると考えている。

県 : 現状では、この設計金額の範囲で総合支庁管内以外の受注者が落札しているケースは年間数件程度です。

これまでですと、8 千万円以上は必ず県内全域対象ということが規定として決まっていたが、これからは、5 億円未満まで総合支庁管内を要件とすることが出来る。ただし、20 者がいなければ当然県内全域に広げなければならないということです。

委員長 : 総合支庁管内を要件に出来るということで、しなければなら

ないという事ではないということですね。

県 : そうです。

---

委員 : 業務委託における総合評価落札方式について、実施件数が 6 件でしたが、来年度は 20～30 件と、5 倍くらいに増える見込みである。その中で、品質等確実点の導入が提案されているが、低入札価格を下回れば失格となるような配点なのか。

県 : その可能性が高いと思います。

委員 : 来年度総合評価で発注される案件は、標準型と簡易型の割合はどうなる見込みか。また、「企業の技術力」という評価項目があるが、現在は各業種 5 部門全ての平均点となっている。実際発注する場合は、補償コンサルや土木コンサルなど各業種ごとの発注となっており、発注する業種についての平均点を評価してもらえないか。業種による点数の偏りが大きいことから、評価方法の検討をお願いしたい。

県 : 標準型と簡易型の割合ですが、これまでの実績を見ましても標準型については年間 1～2 件、ほぼ 9 割が簡易型という事で、件数は増加するが簡易型が主体となる傾向については変わらないだろうと予測しています。

「企業の技術力」の項目については、委員のご意見を参考に来年度以降検討していきたいと考えております。

---

(3) 「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」の実施状況及び今後の取組みについて

(4) 「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」の実施状況及び今後の取組みについて

---

委員 : 印刷物製造請負契約における最低制限価格制度の最低制限価格についてはどう運用されているのか。

県 : 県では、印刷物の最低制限価格の設定率は、60%に別に定める割合を加えた率を設定率としていますが、この別に定める割合については公表を行っておりません。業界団体では、前年度の予定価格や最低賃金、物価上昇等を考慮して見積りしているようです。

委員 : 工事の低入札価格調査基準などは、90%を超えているが、ある程度の基準でなければ最低制限価格としての意味をなさないのではないかと懸念するがどうか。

県 : 発注案件によっては、かなり厳しい競争になるものもありますが、現在の設定率でも、まずまず適正な範囲におさまってい

るという印象です。幸い、資料3でお示ししたとおり、250万円以下の印刷物においては、ほぼ100%が地元企業の受注となっており、また落札価格も適正な範囲であると考えているところです。

なお、印刷物における他県の最低制限価格の設定状況の把握もしておりますので、それを踏まえ、設定率など今後さらに検討して行きたいと考えております。

---

委員 : 資料3において、(1) 地元調達率が95%という目標を達成しているという説明があったが、平成26~28年実績を見比べると、平成28年は物品、業務委託においては若干下がっているように見受けられる。この原因は何か。また、対策はあるのか。

県 : 地元調達率については、100%に近い高比率となっており、その年ごとの、数件の県外業者落札の増減が率に反映、影響してしまうといった状況にあります。

95%以上での推移ですから、ほぼ、全て地元調達と言って良い状況にあると考えております。

委員長 : それでは、提案のとおりご了承いただいたということで、取組みを進めていただきたいと思います。

---

## (5) その他

なし

以上